

弁護士業務、昔と今と

市川清文

1 以前は存在しなかった便利モノ

今年元旦の『天声人語』。

米大学の経済学教授が、新学期、学生に「十年前には存在しなかったが、今は身の回りにあるモノ」を挙げさせる、という授業を紹介していた。

技術の進歩がいかに関の暮らしをえるのかを実感させるためのようだ。技術革新による豊かな暮らしは経済のキーワードなのだろう。

「十年」というのは、大学生でも振り返ることのできるスパンである。この十年間でも、暮らしは大きく変わっている。天声人語では、ドローンや自動運転自動車などが挙げられていたが、前身のPDAなどを除けばスマホもこの十年内の登場であるし、iPadなどのタブレットPCも最近のものだ。AIや各種ロボットなどが広く実用化されたのもこの十年ではないか。

この「十年」を更に二十年に拡張すると、もはや大学生では分らなくなるかもしれない。30代の子育て世代なら、ピッチ(PHS)やその前のポケットベルなどを挙げるかも知れない。何よりもインターネットの普及は二十年前の出来事である。そこからIT革命と呼ばれる現象が世界を一変させた。ウィンドウズがコンピュータの世界を牛耳るようにもなった。IT革命は、ネット通販などの物流をはじめ、ネット決済、電子マネーなど、経済の基礎場面も変えてしまった。個人投資家が前面に登場するのもIT革命の後である。

このように、私たちの暮らしは、常に技術革新の中にあり、人々の日常生活はもちろん、仕事も、娯楽も、介護も、さまざまに変化の波に呑

まれてきた。

もちろんそれは、弁護士の仕事についても例外ではない。

で、市民サービス委員会から、弁護士の仕事の今昔についてざっとまとめてみないかと振られた。えっと思ったが、確かに昔のことは放っておけばどんどん忘却の彼方へと去って行く。ということで、今、分かる範囲で、この間の弁護士の仕事に関連した技術革新と、業務の変化について、思い出しつつ書き留めてみようと思った次第である。



まず、今昔というからには、時的指標を明らかにしよう。私は33期。1981年の弁護士登録である。だから、ざっと36年間、弁護士業務に携わってきた。

今昔といっても、最近のことは皆さんご承知なので、ここでは可能な限りタイムマシンを遡ることにする。私に分からない部分は、更に先輩の先生方に書いていただけないかと思っている。

2 縦と横、手書きとタイプ

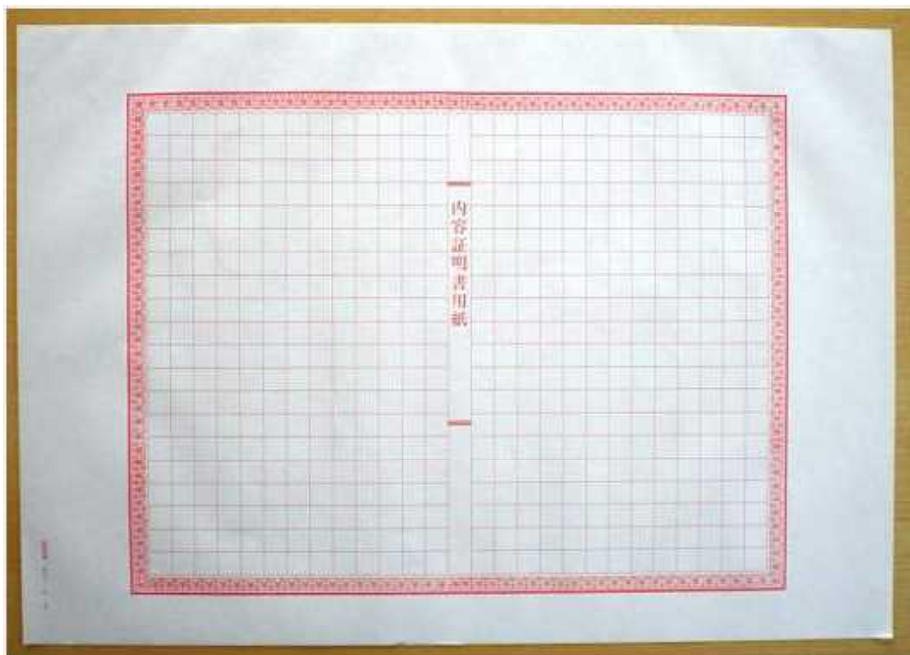
まずは、書面の作成である。

弁護士の仕事の重要な部分に、書面作成がある。訴状や準備書面などの作成がどう変わったか。

まずは、形式。昔はB5の縦書き、右綴じであった。これは、最高裁判所の指令によって、平成13年1月1日から一斉にA4横書き左綴じに変更になったので、多くの会員が昔の時代を知っているだろう。縦書きの時代は、数字などの扱いが苦勞であったが、それが解消された。当時は「？」もあったが、今はすっかり横書きになじんでしまった。

ついでに、内容証明も、現在はA4横書きが主流だが(電子内容証明は、文字量など、更に形式が自由になった)、昔はB4縦書きの袋綴じだった。薄い和紙の冊子が文房具屋で売られており、この和紙の間にカ

一ボン紙と
いう色の素
の紙を挟
み、上の紙
にボールペ
ンなどで文
字を書く
と、下の紙
にカーボン
の色が転写



されて、複写が完了した。

これは、訴状や準備書面も同様であった。

弁護士登録した頃、世の法律事務所では和文タイプが主流であったが、この和文タイプでも薄い和紙が使われた。B4サイズの3枚の和紙の間に2枚のカーボン紙を挟んでタイプすると、同じ書面が3部できあがった。だから、当時の準備書面の用紙は薄い和紙が主流で、これを袋綴じすると、下から次の頁が透けてしまうので、間に白い紙を挟んで透けないようにしたものをもとめて綴じていた(ついでに、綴じるのにもホチキスを使わず、和紙のこよりで縛って綴じる者もいた)。



もちろん、内容証明も、この和文タイプを使用して打つ事務所も多かった。

市川が入所した頃、千葉第一法律事務所では、まだ和文タイプも導入

されておらず、書面は手書きで清書されていた。楷書のお手本のような美しい文字を書く事務員さんが事務所にいた。

和文タイプは、活版印刷の活字のようなものをタイプライターを使って拾い、紙の上に叩きつけて文字を転写するものである。当時、この改良版の電動和文タイプライターが出始めていた。それまでの和文タイプが力づくで活字を叩きつけるのとは異なり、電動タイプは文字を拾ってスイッチを押すと、機械が静かに文字を打ってくれた。大ぶりのノートパソコン程度の大きさで、台に乗せて使用した。



市川は、事務所に入所するに際して、この電動和文タイプを買っていただけることを条件にした。当時は売り手市場だったので、こんな要望も聞いてくれた。

で、しばらくこの電動タイプを愛用して文書を作成した。コンピュータではないので、編集機能などはない。単なる清書機である。それでも他の事務所に負けない綺麗な文書が出来るのでうれしかった。

梅棹忠夫の『知的生産の技術』に影響されて、英文タイプライターを使ってローマ字で日本語の分かち書き文を書くことなどを夢想していたことがあったのも、作用したか。

3 コピー

現在のような普通紙コピー機が普及するのは若干後のことである。

当時は湿式のコピー機などというものがあつた。

薄い紙に文字などを書き、感光紙と重ねて機械に通し、更に現像液に通す



もので、文字などが青く出るので青焼きなどとも呼ばれていた。これで書面を作ったこともあったが、今から見れば極めて不便な代物である。液に漬けるので使用する前に乾かさなければならない。現在のような普通紙複写機も当時からあったらしいが、高価だったため、一般の事務所に普及したのは、市川の弁護士登録から5年位後か。

で、市川は知らないが、昔は、書証で「写しを提出」する際の「写し」というのが、まさに人間が手で写すものであったとのことである。だから本当に正しく「写し」たか、写した人に誓約させる必要があった。市川が入った頃の事務所のゴム判入れには、「右、正写しました。」というゴム判が入っていた。既に手写しではなくなっていたのに、当時、書証の写を裁判所に提出する際には、このゴム判と、横に弁護士名のゴム判を押して、下に職印を押していた。「原本に相違ありません」というゴム判もあったようである。手書き時代の名残だったが、いつの間にか、不要とされ、誰もやらなくなった。

4 ワープロ

市川が弁護士登録した直前頃、ワープロ専用機の初代機が各社から相次いで発売されていた。原理はパソコンそのものだが、ワープロ機能に特化し、それ用に機能を絞ったり拡張したりしたものである。

当会で、真っ先に北光二先生(17期)がシャープの書院シリーズの初代機?を購入したというので見せてもらった。何と360万円もしたとのこと。机のような形の台の上にCRTのモニターが置かれ、和文タイプの活字一覧のような文字が台上に並んでいて、タッチペンで文字を拾うというものだった。タッチペンで入力した後は、コンピュータなので編集はお手のものだが、入



最初のシャープ書院にはキーボードがなかった

力自体はまだ仮名漢字変換機能がなかった。プリンターも内蔵されていたか。このワープロ専用機を北先生がどのように使ったのかは不明である。



東芝の初代ワープロ機 JW10。価格は 630 万円。

同じ頃、シャープが書院の普及機を 1 ヶ月無料で使わせるというキャンペーンがあり、飛びついた。普及機なので、CRT モニター

がない。キーボードもなかったが、五十音のひらがなのタッチペン入力部分と、文字を■で表示して文書全体のレイアウトが分かる液晶モニターと、カーソルのある 1 行の文字だけを表示する液晶モニターがついていた。既に仮名漢字変換機能



シャープ書院の初代普及機WD-1000

があり、ひらがなをタッチして仮名を入力して「変換」ボタンをタッチすると漢字変換された。この変換された文字が、1 行表示に表示され、レイアウトでは■で位置が表示された。これにワイアドット式のプリンターが接続してワンセットになっていた。

無料だからと、事務所に堂々と持ち込んだが、1 ヶ月経って返す段になったら、「さすがにもう返せないだろう」と事務所で買ってくれることになった。市川が愛用しているのを皆、知っていた。こんなレイアウト程度の表示機能しかないワープロ専用機だったが、120 万円もした。

このような CRT モニターのないマイナーな表示機能のワープロ専用機を使っていたからか、CRT 付きのワープロ専用機にあこがれた。その後、一年ほどで CRT 付き、キーボードのついたワープロ専用機がやはり 120 万円ほどで出たので事務所で購入した。その 1、2 年後には 70 万円ほどでオールインワンのワープロ専用機が出され、その後、続々と出る新しい機種ほど安く高機能になっていった。

弁護士登録4年目の1984年に、市川らが会内の調査をしたところ（OA研究会）、一斉にワープロ専用機が導入されていた。シャープ書院の他、キャノンキャノワード、富士通オアシス、東芝トスワード・ルポ、NEC文豪、リコーレポート、沖レターメイトなど、各社多岐に亘っていた。

当時はインクジェットやレーザーなどの技術がなかったので、プリンターは、ワイアドットか感熱紙（インクリボン）など、いろいろと制約があった。使えるフォントも決まっていた。

また、ワープロ専用機の悲しさか、異なるメーカーの機種間にデータの互換性はなく、文書の交換ができない。やむなく、一旦テキストファイルに落として（俗にDOSに落とす=MS-DOSフォーマットしたフロッピーディスクに、txtファイルとして記録する=これだけほどの機種でも共通して使えた）、改めて読み込んでレイアウトを作り直して貰うなどの作業が必要になった。

5 記憶媒体

データは電源を落とすと原則消滅してしまう。なので、何らかの記憶媒体に保存しなければならない。ワープロ専用機は電源を落としても内蔵電池で一時的に保存されるが、他の文書を作る際には、やはりどこかに保存しなければならない。最初のワープロ専用機では、記憶媒体は8インチ、その後、5（5.25）インチのフロッピーディスクが主流であった。磁気円盤が紙製の覆いに包まれていた。さらに、ワープロ専用機が小型化し、1980年代後半になりラップトップ型が出てくると、3.5インチのフロッピーディスクが標準となった。こちらはパソコンで



も使用されたので、つい最近まで現役であった。プラスチックケースに入ってすこし頑丈だったが、1枚の容量が1MB程度と少量だったことが仇となって、今ではほとんど見あたらない。

当時、ハードディスクなどはなかったので、文書等の全てのデータはフロッピーディスクでのストックであった。ワープロ専用機ではハードディスクは見たことがない。ハードディスクの普及は、パソコンの普及と相まっており、ハードディスクはパソコンのストレージとして発達した。

6 コンピュータ

弁護士登録した頃、ちょうど利息制限法を厳しく運用する運動を、消費者問題に取り組む若手弁護士らが展開していた。最高裁の判決が、消費者の側に寄り沿っていく只中であつた。



その武器は、ポケットコンピュータだった。シャープの他、カシオも出していたが、当会の各事務所が競って使っていたのはシャープ製のポケットコンピュータであった。



非力ではあつたが、BASIC言語も使え、利息制限法に従った利息再計算などに威力を発揮した。各地の消費者弁護団が、利息計算のBASICプログラムを自作しており、互いに交換したりしていた。ポケコンから出力したロール紙を訴状に貼り付けて裁判所に提出したりした。

余談だが、ポケットコンピュータでは、プログラムは一般にマイクロカセットテープに保存された。音楽を一曲聴くように、プログラムをポケットコンピュータに読み



込む（ロードする）ためには、それなりの時間がかかった。

当時、自宅では趣味的にFM7などの8ビットパソコンを持っていたが、前記のフロッピーディスクが使えるようになるまでは、データレコーダなどというテープレコーダーと同じような機械を接続して、音データに変換してカセットテープにソフトやデータを記録（セーブ）して



いた。これを読み込むときには、反対に再生しながらコンピュータに読み込む。なので、つまらないゲームソフトを読み込むだけで30分も待っていなければならなかった。だから、5インチ用の普及型フロッピーディスクドライブが出たときは感激した。これなら一瞬である。勇んで購入したが、ドライブだけで当時10万円以上もした。



7 通信

電話は、どこの事務所にもあった。

ただ、ファックスはどこの事務所にもなかった。前出の1984年の調査では、そろそろ顧客の中でファックスを使い始める会社などが出てきて、ファックスがあるかと聞かれたなどという報告が出ている。

その後、ファックスは、あっという間に弁護士事務所にも普及した。確か、普通紙複写機もこのファックスと相前後して普及したものと思う。

他方、インターネットが日本で爆発的に普及したのは、ウィンドウズ95が出た1995年頃のことである。それまでは、閉ざされたネットワークの世界が、それぞれ毎にあった。

俗にパソコン通信と呼ばれるネットワークで、中央にサーバーがあり、この会員になった者が、電話回線を通じてサーバーにアクセスして、サーバーのデータや会員間のメールのやりとりをしていた。放射型のネッ

トワークである。

パソコン通信大手としては、1980年代後半までにPC-VANやNIFTY-SERVEなどが少しずつ普及していたが、弁護士の世界ではNIFTY-SERVEが人気だった。

メールと言えば、この頃はこれらのパソコン通信上でのメールであったので、同じパソコン通信に加入していることが条件であった。ビジネス顧客も加入していることの多いNIFTY-SERVEが弁護士に人気があったのも、必然かも知れない。その後、いくつかのパソコン通信ネットが相互に接続しあって、隣のパソコン通信の会員ともメール交換できるようになっていったが、それもインターネットが全世界を繋いだため、終了してしまった。

ところで、市川は、1992年夏、加入している弁護士団体専用、独自にパソコン通信ネットワークを立ち上げた。余ったパソコンにサーバーソフトを導入して電話回線に接続したのだ。このグループの仲間同士で、データを蓄積して利用したり、メールを交換できるようにした。

なお、パソコン通信と言っても、ワープロ専用機にも通信機能が搭載されているものがあり、ワープロ専用機でもこれらのネットワークを利用することができた。

余談だが、メールといっても、当時は、今のメールとは異なる。ブロードバンドなどは存在せず、電話回線とモデム(さらには受話器にセットして使う音響カプラー=死語)を使ってデータを送受信するので、最初の頃は300BPS(一秒間に300ビットを送受信)などという速度だった。これは送られてくるメールの内容をリアルタイムで読むことができる程度の速度だった。今、光ケーブルなどで送受信される速度は、例えば54MBPSなどという速度であるが、これは、300BPSの18万倍である。だから今では当たり前の画像や音楽データの送受信は

無理で、当時はテキストファイル程度しか送受信できなかった。

8 裁判所

裁判所は、特定のメーカーやブランドとは縁遠いと、昔は思っていたが、そうでもないことに戸惑っている。

ワープロ専用機時代は、裁判所が機種やメーカーに口をだすことはなかった。当時は、ワープロで作成した書面を裁判所で受理してもかまわない、などというお触れが最高裁から出された程度である。

ところが、90年代半ば、ワープロ専用機からパソコンにシフトした頃、事情は変わってきた。当時、日本語ワープロソフトは、一太郎が圧倒的なシェアを誇っていた。表計算ソフトでは、ロータス123がスタンダードだった。データベースでは桐がメジャーだった。マイクロソフトのオフィスは、最初、日本ではマイナーだったのだ。

裁判所も、裁判官も書記官も一太郎を使っており、例えば、岡口基一という裁判官は、一太郎のマクロを使って事件番号や年月日を簡単に入力する辞書や、損害賠償額の計算ソフトなどを発表したりしていた。

ところが、その後、マイクロソフトが、オフィスをウィンドウズと抱き合わせで販売する方式（プレインストール）をしつこく展開す

裁判所 COURTS IN JAPAN

千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所・千葉県内の簡易裁判所

サイト内検索 検索

裁判所について 裁判手続の案内 規則集 採用試験情報 関連関連情報

裁判所トップページ > 各地の裁判所 > 千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所 > 裁判手続を利用する方 > 手続案
地方裁判所

地方裁判所で使う書式

裁判所に書類を提出する際には、個人番号(マイナンバー)の記載のないものを提出してください。
→詳しくはこちらをご覧ください。(PDF:56KB)

- 民事訴訟で使う書式
 - 訴状(一般) (ワード:20.2KB) (PDF:29.0KB)
 - 訴状(一般)(記載例) (ワード:27.3KB) (PDF:95.5KB)
 - 訴状(貸金) (ワード:20.4KB) (PDF:46.3KB)
 - 訴状(貸金)(記載例) (ワード:27.1KB) (PDF:100KB)
 - 訴状(所有権に基づく不動産明渡) (ワード:19.4KB) (PDF:46.6KB)
 - 訴状(所有権に基づく不動産明渡)(記載例) (ワード:26.3KB) (PDF:119KB)
 - 訴状(契約終了に基づく不動産明渡) (ワード:21.8KB) (PDF:72.6KB)
 - 訴状(契約終了に基づく不動産明渡)(記載例) (ワード:29.3KB) (PDF:151KB)
 - 訴状(交通事故損害賠償) (ワード:21.4KB) (PDF:54.5KB)
 - 訴状(交通事故損害賠償)(記載例) (ワード:28.0KB) (PDF:122KB)
 - 訴状(未払貸金) (ワード:20.3KB) (PDF:44.2KB)
 - 訴状(未払貸金)(記載例) (ワード:27.7KB) (PDF:116KB)
 - 答弁書 (ワード:16.8KB) (PDF:33.7KB)
 - 答弁書(記載例) (ワード:21.6KB) (PDF:89.7KB)
 - 控訴状 (ワード:17.6KB) (PDF:29.3KB)
 - 控訴状(記載例) (ワード:26.0KB) (PDF:136KB)

るなかで、最初からマイクロソフトオフィスを使う人が増えていった。

特に、学生は、抱き合わせの安いオフィスソフトに違和感なく親しむ人が増えた結果、マイクロソフトオフィスが時代を席卷し、一太郎派、ロータス派、桐派は少数になっていった。

裁判所で使うワープロソフトも、昔は一太郎が当たり前だったが、学生時代からワードを使っていた裁判官や書記官が少しずつ増え、いつのまにか逆転した。ネット上に挙げられている各種裁判書式も、PDFが増えたとはいえ、ローカル裁判所では一太郎に代わって、ワードやエクセルファイルが圧倒するようになった。千葉地裁もワードである。

9 不便な時代から便利な時代へ

このように見てくると、昔は極めて不便な時代だった。昔と言っても、一中堅弁護士の歴史の中ですら、そうである。

ただ、振り返ってみると、市川らが弁護士として仕事をしてきたこの35年間で、たまたま時代が大きく変わる時期だったのかも知れない。

主役はコンピュータとインターネットである。

これらの2つの重要な技術が、我々の生活と仕事を一変させたのである。

そしてここでもキーワードは普及である。

2つの技術が、専門家だけに受け入れられたのではなく、一般大衆に受け入れられ、一般大衆ごと変えたことである。

コンピュータが一般大衆のものになった、インターネットが一般大衆に使われることになった、この2つのことが、社会の基本的な枠組を変えてしまった気がする。

裁判所と言えば、権威主義の象徴であったり、弁解をしない、逆に批判も受け入れないなど、独りよがりの孤高主義の典型のように見られていたが、悪事でも何でも千里を走る時代になって、少なくとも旧来の裁判所のやり方では通用しなくなっているのは間違いない。

裁判所の判断が白日のもとに晒される。同様に弁護士や検察官の法廷活動も表舞台に晒される。

この情報開示とデータ垣根の撤廃、情報の共有化が、司法の再出発を支えるとともに、弁護士についていえば、今後の弁護士業務の新たなキーワードになる気がしている。

10 以前は存在しなかったモノ

さて、天声人語に戻る。

「十年前には存在しなかったが、今は身の回りにあるモノ」を、弁護士の世界に当て嵌めてみたらどうなるか。

まず大きなところでは、日本司法支援センターが十年前に運用を開始したことだろう。

被疑者国選制度も開始十年を迎えた。

裁判員裁判の開始も十年内である。

修習生の貸与制などは、つい最近のことである。

法科大学院も十年を経た。

弁護士人口はこの十年で1.71倍になった……。

.....

経済学の教授は、技術の進歩がいかにも人の暮らしを豊かに変えるのかという視点から十年前に存在しなかったモノを挙げさせたが、この十年、司法の分野に新登場したモノは、司法を豊かにしたのだろうか。

経済学のように、バラ色一色で十年を語れないのが、法律家の世界の特殊性なのだろうか。

司法の十年という問いかけに、法学部の学生がどのような反応を示すのか、少し怖い気もする。

失われた十年にならないために、次の十年を豊かなものにするために、改めて、それぞれの司法制度の見直しのための地道な努力が求められて

いることだけは、確かなようである。

以 上